



問 トイレ設置の課題は。衛生面や必要としている児童生徒以外による持ち去りを懸念している。

答 児童生徒の困りごとに即対応ができ、安心して学校生活を送れる環境につながると考えるが。

問 保健室で養護教諭が対面で配布することで、児童生徒の心身の健康状態や家庭状況の把握につながると考える。

答 設置場所または生理用品に、こどもに寄り添ったメッセージを添えることで、

問 本法の制度概要は。

答 保健室を身近に利用するきっかけになると考えるが、各学校に情報提供していく。

問 子どもの教育・保育等を提供する事業者に対し、性暴力等の防止措置を講じることが義務づけられるもの。

答 任意で認定を受け取組みを行う「民間教育保育事業者」に対し、町はどのような形で関与し、制度理解や準備を促していくのか。

答 監督はこども家庭庁だが、町として広く周知を図っていく。

学校の女子トイレに生理用品の常備設置を

小島利枝



教育長 保健室での配布を主として考えている

問 農地法の改正により、農地の売買や賃借で必須となっていた下限面積要件が、令和5年4月から廃止となったことから、小規模な新規就農者が農地の取得や賃借がしやすくなっている。しかしながら、農業振興

地域のうち農用地区域（青地）の賃借は、原則として農業委員会の許可が必要となつていると同時に、農地転用が禁止されている。町内の農用地区域における遊休農地の割合及びこの内荒廃農地の割合は。

答 町全体の農用地区域における農地面積は約196ha。196haある農用地区域における農地の内遊休農地の割合は約11%（21ha）であり、この内約41%（9ha）が、農地として再生困難な農地（荒廃農地）になる。

問 農用地区域における遊休農地の再生は必要なことと考えるが、町の考えは。

答 農用地区域は、農業生産の基盤であり、荒廃農地の増加は、農業の衰退に直面するだけでなく、環境保全といった多面的機能の低下や有害鳥獣による被害の拡大につながる。遊休農地の発生防止と再生に取り組んでいく。



農用地区域（青地）の活用を

小野田直幸



町長 農用地区域の活用と遊休農地の発生防止に取り組んでいく

変更後 新しい防災気象情報 (2026年5月下旬予定)

河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 大雨特別警戒	レベル5 土砂災害特別警戒	レベル5 高潮特別警戒
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警戒	レベル4 土砂災害危険警戒	レベル4 高潮危険警戒
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警戒	レベル3 土砂災害警戒	レベル3 高潮警戒
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意	レベル2 大雨注意	レベル2 土砂災害注意
警戒レベル1	早期注意情報		

問 町主催の統一防災訓練を変更しての結果等は。

答 訓練日程の周知が遅れた事により、各行政区での道路清掃等と重なってしまった。今後は、行政区と調整・情報共有等を図り訓練に参加される方の負担軽減に努める。

問 行政区・自主防災組織未加入者の安否確認は。

答 未加入者への対応も地域防災上の重要な課題であるため、全ての住民の生命と財産を守ることが行政の責務である。

問 ハザードマップに変更点等が生じた際の町民への周知方法は。

答 防災気象情報の変更運用は、本年5月中になされたもので、今後の広報に掲載する。また、ハザードマップは全戸配布で防災気

地域防災力（防災・減災）等の取り組み向上について

豊



町長 全ての住民の生命と財産を守ることが行政の責務である

問 空調整備済みの自治体と教育活動に差が生じることへの懸念については。

答 その差については、それぞれの自治体の事情によるものと捉えている。

問 近年の急激な気温上昇を踏まえ空調整備の方針を

見直す考えは。

答 特別教室から実施し、その後屋内運動場へという方針に変更はない。

学童施設の今後について

問 今後の学童施設の方針性は。

答 既存施設を活用した活動場所を検討しており、小学校内で学童運営を行っている事例を研究している。

問 来年度の方針はいつ示されるか。

答 現在研究中のため方針が決まり次第案内する。

問 回収率と誤使用件数は。

答 回収率は約7割、誤使用はなし。

問 効率化と経費削減のため封書での案内をハガキや公式LINEに変え、回収不要にできないか。

答 県の指針に基づき回収は必要だが、利便性の向上について検討していく。

※「民間との包括連携協定について」も質問した。

